

警察庁丁規発第150号

令和3年10月27日

日本行政書士会連合会会長 殿

警察庁交通局交通規制課長

自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）を利用した申請に係る保管場所標章の郵送交付について（依頼）

貴会におかれましては、日頃から自動車の保管場所証明関係業務をはじめとする交通警察行政の各般にわたり、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般、規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）におきまして、オンライン利用率を大胆に引き上げる取組として、「保管場所証明に係る手続については、警察署等への来訪が不要となるよう保管場所標章の郵送交付を実現する」ことが盛り込まれました。これを受け、当庁では、令和4年1月4日から自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項ただし書に規定するOSSシステムを用いた通知申請のうち、申請者及びその代理人が保管場所標章の郵送交付を希望する場合は、郵送による交付を行うことといたしました。

つきましては、別紙「OSS申請における保管場所標章の郵送交付についてのご案内」を御活用いただくなど、貴会所属の会員の皆様に対し、本取組を周知していただくようお願いいたします。

なお、本件につきましては、当庁から各都道府県警察に対し、貴会各支部と標章の交付方法について事前に具体的な調整を図るよう指示していることを申し添えます。